

第1号議案 定款の改訂について

- ◎第24条 理事の定款上の定員上限15名に対して、現状は15名をすべて充足した状況にある。
 将来の国際会議招致活動や運営戦略上の特務等に柔軟に対応できる体制を構築するため
 理事の定員の上限を18名に変更したい。
- ◎第37条以降 総務省より本学会の定款に対して指摘事項があり、下記の通り改訂することとしたい。

定款の改訂

新 (下線部分が変更点)	旧
<p>(役員および理事会) 第24条 この法人に、次の役員を置く (1) 理事 10名以上<u>18名以内</u> (2) 監事 2名以上3名以内</p>	<p>(役員および理事会) 第24条 この法人に、次の役員を置く (1) 理事 10名以上<u>15名以内</u> (2) 監事 2名以上3名以内</p>
<p>(議長) 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 2 <u>会長に事故ある場合には、理事会規定により代行者を定める。</u></p>	<p>(議長) 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>
<p>(事業計画及び収支予算) 第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、<u>定時総会</u>に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、<u>直近の総会</u>に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。</p>
<p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、<u>定時総会</u>において報告するものとする。 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。 3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、事業報告書および収支計算書などを、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において<u>承認を得る</u>ものとする。 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。 3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、事業報告書および収支計算書などを、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>

に、

、